



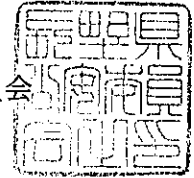
公 示 送 達 書

道路交通法第51条の4第18項の規定に基づき、次の書類を公示送達します。

なお、送達すべき書類は長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、来訪の上、受領してください。

令和8年10月1日

長野県公安委員会



送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名 又は名称	備 考
督促状 (第 48-101-260302-177047 号)	橋 麻衣	
督促状 (第 48-101-260310-344425 号)	橋 麻衣	
督促状 (第 48-101-260314-350235 号)	橋 麻衣	
督促状 (第 48-132-260309-349706 号)	福澤 憂祐	

注 この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定を準用し、この公示をした日から起算して7日を経過したときをもって送達されたものとみなされます。